開議　午前１０時００分

○笠井委員長　ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和８年第３回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第１号、認定第２号、認定第６号、認定第８号、認定第１１号及び議案第１号ないし議案第６号の以上１１件につきまして、理事者から説明願います。

○樽井市民生活部長　初めに、認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

資料はございませんが、部全体の歳入歳出についてであります。まず、歳入でございますが、予算現額４４億７千５５８万６千円に対しまして、収入済額は４２億３千１０万９千４４８円となっております。歳入の主なものとしましては、１７款国庫支出金が６億９千７１７万５千６３６円、１８款道支出金が２６億２千４３５万２千２１２円などであります。

次に、歳出でございますが、予算現額１５８億４千２８５万７千円に対しまして、支出済額１２９億４千３２５万８千４８３円、繰越額２３億９千２７２万５千５７３円であり、不用額は５億６８７万２千９４４円、執行率は８１．７％となっております。

続いて、市民生活部が所管する事業につきましては、経常費が２７事業、臨時事業費が２５事業、合わせて５２事業となりますが、その主なものについて御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書１６ページを御覧ください。重度心身障害者医療費助成費でございます。この事業は、重度心身障害者の経済的負担を軽減するため、医療保険各法の適用を受ける医療費の全額または一部を助成するものであります。令和７年度は８月から課税世帯に属する高校生年代までの対象者について医療費の自己負担分を全額助成する制度の拡充を行い、事業費として６億２千４７２万１千２２８円を執行しております。

次に、５６ページを御覧ください。協働のまちづくり推進費でございます。この事業は、市民と行政の協働の推進及び市民活動の促進のため市民の企画提案による協働のまちづくり事業、民間企業との協働、ＮＰＯ法人認証事務等を実施するものでございます。令和７年度は行政が抱える喫緊の課題に特化し、より迅速な解決を目指すための協働事業提案制度として、行政提案型を導入するなど、事業費としては４０１万９千８６９円を執行しております。

次に、６１ページを御覧ください。市民課ＤＸ推進費でございます。この事業は、市民課業務システムの標準化、最適化及び法改正対応を統合的に実施し、住民基本台帳事務、戸籍法事務、番号法事務における手続のＤＸ及びマイナンバーカードの取得促進を図るものでございます。令和７年度はマイナンバーカード電子証明書更新等の業務を市内１３の郵便局に順次委託することにより、市民の利便性向上や業務効率化を図ったほか、マイナンバー法等の改正に伴う氏名の振り仮名法制化に必要なシステム改修を行うなど、事業費としては３億７千３２０万４千２８７円を執行しております。

次に、６９ページを御覧ください。物価高騰対応支援給付金支給費でございます。この事業は、食料品などの物価高騰による影響を受けている市民が安心して生活できるよう全市民を対象に１人

当たり７千円の現金を支給することで、負担軽減を図るものであります。令和７年度は１千９１世帯に対し１千３４１万９千円を支給したところであり、事業費としては３千８９５万５千４２７円を執行しております。なお、この事業は令和７年度内に完了しないことから、２３億７千５８９万６千円を令和８年度に繰り越しております。

以上が、令和７年度一般会計決算の概要でございます。

続きまして、認定第２号、令和７年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてでございます。決算事項別明細書の１５８ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額３３１億８千８７１万３千円に対し、歳出総額が３２８億１千４８０万９千円であり、実質収支は３億７千３９０万４千円の剰余となっております。会計全体の収入率は９６．８％、執行率は９５．７％となっております。

続きまして、認定第８号、令和７年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてでございます。同じく、決算事項別明細書２０６ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額６７億３千５９４万１千円に対し、歳出総額が６６億３２７万６千円であり、実質収支は１億３千２６６万５千円の剰余となっております。会計全体の収入率は１０１．５％、執行率は９９．５％となっております。

以上が、令和７年度決算についての概要でございます。

続きまして、議案第２号、令和８年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。補正予算書の６ページを御覧ください。１款１項１目一般管理費の管理事務費８５６万９千円についてであります。令和８年６月５日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和９年度分の国民健康保険料から、均等割５割軽減の対象者が未就学児から１８歳に達する日以後最初の３月３１日までに拡大されるため、システムを改修するものであります。財源につきましては３０ページにお示ししておりますが、全額を国民健康保険事業準備基金繰入金で措置しております。

続きまして、議案第５号、旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は地方自治法施行規則の一部改正等に伴い、本条例の引用条項の整備のほか、その他所要の規定を整備しようとするものであります。施行日は地方自治法施行規則の一部改正に伴う整備については令和８年１０月１日、その他所要の規定の整備については公布の日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉安心部長　本定例会に提出している議案のうち、福祉安心部所管に係る事項について御説明申し上げます。

初めに、認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定であります。本日、資料はございませんが、決算の概要について御説明を申し上げます。福祉安心部の歳入総額でございますが、予算現額２９３．８億円に対し、収入済額２８６．９億円であり、収入率は９７．７％、一般会計に占める割合は１５．４％となっております。また、その大部分が１７款国庫支出金で２３５．９億円となっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額４８４億円に対し、支出済額４６６．７億円であり、執行率は９６．４％、一般会計に占める割合は２５．３％となっております。また、その大部分は扶助費で３６３．６億円となっております。なお、翌年度繰越額は１．２億円、不用額は１６．１

億円となっております。

続いて、福祉安心部が所管している経常費３１事業と臨時費５６事業の合わせて８７事業のうち、主な事業について主要施策の成果報告書に基づき御説明を申し上げます。

３０ページを御覧ください。３款１項３目老人福祉費の介護予防高齢者聞こえ支援事業費でございます。決算額は４４９万９千円であります。聴力低下による高齢者の閉じこもりを防止するため、補聴器の購入費用の助成により外出や地域との交流を支援し介護予防や福祉増進を図るもので、令和６年度からモデル事業として実施しておりますが、令和７年度は上限人数や申込み期間を拡大し、前年比４７人増の８６人に助成をいたしております。

次に、６８ページ、３款１項１目社会福祉総務費の福祉灯油購入助成費、決算額は３億９千３９６万５千円になります。国の交付金を活用し本市独自の給付金を実施したもので、令和７年度の住民税非課税世帯３万５千６３９世帯を対象に、あったかサポート給付金の愛称で１世帯当たり１万円の支給をいたしております。

次に、認定第６号、令和７年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定でございます。決算事項別明細書１９４ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額３７９億４千６７２万７千円に対し、歳出総額は３７３億８千３４３万４千円で、実質収支は５億６千３２９万３千円の剰余となっております。全体の収入率は１００．１％、執行率は９８．６％となっております。

以上が、令和７年度福祉安心部の決算概要であります。

続いて、補正予算につきまして御説明を申し上げます。議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算であります。補正予算書の１５ページを御覧ください。３款１項１目社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給費、物価高騰重点支援給付金支給費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給費であります。令和３年度から６年度にかけて実施した各給付金の返還に伴う償還金として、それぞれ２０万円、２６万円、１０万円を補正いたします。財源は全額諸収入となります。

次に、１項２目障害者福祉費の障害者自立支援給付費と、１６ページの２項２目児童措置費の障害児通所給付費でございます。令和７年度に受けた道負担金の精算に伴う償還金として、それぞれ２千３０８万６千円と３８７万１千円を補正いたします。財源は全額一般財源です。

次に、１５ページに戻りまして、１項２目障害者福祉費の障害者福祉タクシー利用等促進費であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し市独自の事業として実施するもので、物価高騰下において外出に支障のある在宅の重度障害者の社会参加促進を図ることを目的に福祉タクシーチケットを交付するため、３千８３３万２千円を補正いたします。財源は国庫支出金が３千７３３万３千円、一般財源が９９万９千円でございます。

次に、１項３目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金と介護サービス等継続支援費であります。令和６年度補助事業に係る消費税等仕入れ税額控除に伴い生じた国及び道への償還金としてそれぞれ４万３千円と４万４千円を補正いたします。財源は全額諸収入です。

次に、１６ページの２項２目児童措置費の障害児安心安全対策補助金であります。障害児通所支援事業所が利用者の安心、安全の確保のために行う防犯カメラ及びパーティションの導入に対する補助金として、１５万円を補正いたします。財源は国庫支出金が１０万円、一般財源が５万円であります。

続いて、議案第３号、令和８年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書３３ページを御覧ください。５款１項１目介護給付費準備基金積立金でございます。利子収入の増に伴う積立金として２千２３万１千円を補正いたします。財源は全額財産収入です。

次に、３４ページの６款１項３目償還金であります。令和７年度に受けた道負担金と支払い基金交付金の精算に伴う償還金として５千６０３万円を補正いたします。財源は全額基金繰入金となります。

以上が、福祉安心部所管の補正予算概要となります。

よろしくお願い申し上げます。

○山口健幸保健部長　本定例会に提案しております議案のうち、認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定の健幸保健部所管分につきまして、御説明をいたします。

資料はございませんが、歳入の決算状況から御説明をいたします。予算現額３億３千９３６万２千円に対し、収入済額２億７千８７８万４千３４８円で収入率は８２．１％となっております。歳入の主なものとして寄附金や手数料などがありますが、予算現額と収入済額の差引き額６千５７万７千６５２円の主なものとして、動物愛護基金寄附金が減となっております。

次に、歳出の状況についてでありますが、予算現額２０億４千９３３万６千円に対し、支出済額１６億７千１３３万２千８５５円で執行率は８１．６％となっております。また、不用額は３億７千８００万３千１４５円であり、その主なものとしては予防接種費に不用額が生じたものであります。

以上が、歳入歳出決算の全体概要となります。

続きまして、歳出の事業別の状況についてでありますが、健幸保健部所管分の経常費２３事業、臨時費１３事業の計３６事業のうち５事業につきまして、決算事項別明細書に基づき御説明をいたします。

初めに、１０７ページを御覧ください。４款１項２目予防費の右側備考欄のがん対策費２億２千９８８万４千５４６円であります。本事業は、各種がん検診を実施し受診費用を助成することにより受診にかかる経済的負担を軽減し、受診を促進することで、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡率の減少を図るとともにがん予防に関する意識の向上を促すための普及啓発を行うもので、延べ４万８千５１６人に対し、各種がん検診を実施いたしました。受診率は令和６年度と比較して全体的に減少しており、特に乳がん、子宮がん検診の減少が顕著となっております。これは、乳がん、子宮がん検診が隔年実施であり年ごとに受診率に偏りがあること、また、令和７年１１月頃からの感染症の流行に伴うがん検診の受診控えが生じた可能性が考えられるほか、夏期による減少傾向も見られることから、様々な要因が影響したものと考えられます。このほか、本事業ではがん治療に伴うウイッグ等の購入費用に対する助成制度を令和６年８月から開始し、令和７年度は１４８件助成しているところであります。

次に、５つ下にあります予防接種費９億６千４１１万９３２円であります。本事業は予防接種法に基づき定期予防接種を円滑に実施することで、個人の発病予防及び重症化の防止、さらに集団での感染症に対する蔓延予防を図るものであり、昨年度は帯状疱疹ワクチンが定期接種に加わり、計１８疾病に対するワクチン接種等を延べ１０万５千８９７人の市民に実施いたしました。

次に、備考欄の下から２つ目にありますスマートウエルネス推進費８３３万３千２９２円であり

ます。本事業は令和５年度に策定したスマートウエルネスあさひかわプランに基づき、健やかで幸せと書く健幸づくりを促進するもので、令和６年４月から運用開始したあさひかわ健幸アプリの登録者数は令和７年度末時点で１万７千３２３人、今年８月時点では１万９千人を超えたところでございます。また、昨年度はバーチャルウオーキングコースの追加によるあさひかわ健幸アプリの機能充実やウオーキングイベントの実施など、市民が歩く機会やきっかけの創出につながる取組を推進したほか、第２次スマートウエルネスあさひかわプランを策定したところであります。

次に、同ページ、４款１項３目環境衛生費の備考欄の中ほどにあります動物愛護センター施設等整備費７４１万４千円であります。本事業は、動物愛護センターに収容される犬や猫などの飼養管理や治療に必要な機器の更新及び購入を目的とし、昨年度は傷病の状態を把握するための超音波画像診断装置の更新、手術の際に必要となる血液凝固分析装置及び体温管理装置を購入したものであります。

次に、１番下にあります普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費６２０万円であります。本事業は、市民の生活に欠かすことのできない生活衛生関係営業の中で、物価統制令によって入浴価格が統制されている市内の普通浴場の営業者に対し、燃料価格の高騰分について支援するもので、光熱費や燃料費などが高騰する中においても、衛生的管理を確保しながら継続して事業が行えるよう国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の普通浴場施設１３施設へ支援金を支給したものであります。

以上が、概括的でありますが健幸保健部所管分の令和７年度決算の概要となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○太田環境部長　第３回定例会の提出議案のうち、環境部に関わりのある案件につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、認定第１号、令和７年度一般会計決算の認定についてでございます。資料はございませんが、歳入につきましては予算現額４４億４千５４７万５千円に対しまして、収入済額は４２億３千１４４万２２７円、差引き２億１千４０３万４千７７３円の減となっております。主な減要素といたしましては、ごみ袋などの販売数が見込みを下回ったこと、リサイクルセンターの外構工事に関わる入札額が下回ったこと、ペットボトルの落札価格が見込額を下回ったことによる減となってございます。

次に、歳出についてでございますが、予算現額６９億６千７４１万５千円に対しまして、支出済額は６８億４千１９４万３千５０７円、執行率は９８．２％、不用額は１億２千５４７万１千４９３円となってございます。不用額が生じた主な要素といたしましては、家庭ごみ処理費用適正化事業費における指定ごみ袋の購入単価の減、次期最終処分場整備費における委託業務の入札差金、缶びん等資源物中間処理施設整備費における工事請負業務の入札差金となってございます。

それでは、環境部が所管する事業につきまして、決算事項別明細書で御説明をさせていただきます。初めに、１０６、１０７ページを御覧ください。上から３段目、４款１項３目環境衛生費についてでございます。備考欄の下段のアスタリスクから４つ目にございますが、鳥獣対策費の決算額１千７７８万４千３６５円につきましては、繁殖期に威嚇行為を行うカラスや人の生活圏に出没するヒグマへの対策を実施したもので、ヒグマ対策では市街地への侵入防止対策として電気柵の設置や草刈り、センサーカメラなどによる監視を行ったほか、郊外におけるヒグマの生息状況等の調査

やＤＮＡ調査による個体識別に取り組んだところでございます。また、令和７年９月に改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟が施行されたことを受けまして、猟友会、警察などに御協力いただき、神楽公園におきまして実地訓練を実施したところでもございます。

次に、その５つ下になります。地球温暖化対策推進費の決算額２千２８３万９千１７３円につきましては、地球温暖化対策の普及啓発などを行うもので、令和７年度は温室効果ガスの排出量削減や環境と経済の好循環の実現などを目的として市の全域をエリア分けし、ＧＸ、ＤＸ産業集積に向けたゾーニングの検討を行いました。また、北彩都ガーデンの植樹イベントや地球温暖化対策に関する出前講座を実施したほか、熱中症対策のため市内各所においてクーリングシェルターの指定運用にも取り組んだところでございます。

次に、１０８、１０９ページになります。４款２項１目じん芥処理費についてでございます。上から２つ目にございます。家庭ごみ処理費用適正化事業費の決算額１億９千１５４万９千１２３円につきましては、家庭ごみの有料化制度を円滑に運営するため、指定ごみ袋や手数料シールの製造、保管、配送を行ったほか、手数料の徴収や減免などの収納管理を実施したものであります。

次に、その２つ下になります。資源リサイクル費の決算額３億２千９３０万７千７９１円につきましては、ごみの減量化を推進するため分別収集したペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装など資源物の中間処理及び資源化を実施したものでございます。

次に、その７つ下になります。ごみ収集運搬費の決算額１５億１千１６万１千４００円につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど、各家庭からごみステーションに排出されるごみを速やかに収集するため１２の事業者に委託し、ごみの収集運搬を実施したものでございます。

次に、その１２個下になります。次期最終処分場整備費の決算額１億８千６１８万１千４８５円につきましては、令和１２年度からの供用開始を予定している次期最終処分場の実施設計と地質調査、測量調査などを実施したものでございます。

次に、その５つ下になります。缶・びん等資源物中間処理施設整備費の決算額２億６千９５０万５千２９１円につきましては、近文リサイクルプラザに代わり令和７年１０月１日から供用開始となった旭川市リサイクルセンターの建設工事及び外構工事を実施したものでございます。

次に、その２つ下になります。近文清掃工場基幹的設備改良事業費の決算額２４億５千５９７万３千５０９円につきましては、平成８年の供用開始から約５０年間の運用をめどとして近文清掃工場の再延命化工事を行ったものでございます。再延命化工事につきましては、令和６年から令和９年までの４年間の予定でございまして、令和７年はその２年目となります。環境部所管の一般会計決算に係る説明は以上となります。

続きまして、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。お手元の一般会計補正予算書１８ページを御覧ください。４款２項１目じん芥処理費、次期最終処分場整備費についてであります。次期一般廃棄物最終処分場の本体建設工事につきましては令和８年度から令和１１年度までの４年間で行う予定であり、今年度はその準備工事を行うため６千７１２万円を補正するものでございます。財源は国庫支出金地方債を活用いたします。

あわせて、４ページを御覧ください。４ページの第２表継続費では、次期最終処分場整備費を継

続費として設定しようとするものでございます。複数年かつ複数の工事を同時に並行して行う必要があることから、年度間及び工事間での費用を効率的に運用するため、令和８年から令和１１年までの４年間で総額１０４億３千１４９万７千円を継続費として設定するものでございます。

環境部からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○長谷川市立旭川病院事務局長　令和８年第３回定例会に提出している議案のうち、市立旭川病院所管に関わる事項３件につきまして順次御説明します。

まず、認定第１１号、令和７年度旭川市病院事業会計決算について御説明します。令和７年度病院事業会計決算の概要を御覧ください。最初に、資料の上段左の（１）年間患者数及び（２）１日平均患者数です。入院では１０万９６０人で予算に対して１万１千９５人の減、１日当たりでは２７６．６人で３０．４人の減となりました。外来では２０万７千４６９人で予算に対して２千９６９人の減、１日当たりでは８５３．８人で１２．２人の減となりました。

次に、上段右の（３）主要な建設改良事業です。医療機器では超伝導磁気共鳴診断装置等を整備したほか、建物では入院病棟冷却塔取替工事等を行いました。

次に、（４）予算決算比較です。まず、表の上段の収益的収支ですが、病院事業収益の決算額は１２４億７千８５１万５千４５３円で、主に入院収益の減により予算に対して１２億２千８４５万３千５４７円の減となりました。一方、病院事業費用の決算額は１３５億６千９３４万８千９００円で、主に給与費の減により予算に対して、１０億８千８５０万７千１００円の不用額が生じました。

以上の結果により、表の中段右端にあります当年度純損失は１０億９千２１８万６千８６９円となり、その下の当年度末未処理欠損金は１４９億７千６３０万６千１１７円となりました。

次に、表の下段の資本的収支ですが、資本的収入の決算額は１４億１千９０９万８千５３３円で、主に企業債の減により予算に対して１億７千３３１万８千４６７円の減となりました。一方、資本的支出では決算額２０億４千６５１万２千９７３円で主に建設改良費の器械備品の減により、予算に対して、１億７千３２０万７千２７円の不用額が生じました。なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。

最後に、実質的な収支である資金収支ですが、資料の中央下欄外に記載してありますように運転資金として経営改善推進事業債を１０億円借り入れた上で、その右側の当年度資金収支はマイナス３億４千５１２万３千６８４円、当年度末資金残高はマイナス１０億５千２０５万８千４９７円となりました。

以上が、決算についての概要です。

続きまして、議案第４号、令和８年度旭川市病院事業会計補正予算について御説明します。補正予算書の３６ページを御覧ください。今回の補正は、物価高騰対策に伴う重点支援地方交付金について、当院の光熱費の増加分を対象として一般会計補助金の増額を行うものです。補正予算書３６ページの収益的収入及び支出のうち、収入の部、１款３項３目一般会計補助金で３千１９６万円を増額しようとするものです。

最後に、条例の制定について御説明します。議案第６号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。条例で定める各種料金のうち、駐車料金について駐車場の維持管理に係る経費の上昇などを踏まえるとともに、市内における同規模の病院との均衡などを

鑑み増額の改定を行うほか、その他所要の規定を整備しようとするものです。議決いただいた上で、駐車料金の改定については令和８年１２月１日、その他、所要の規定の整備については公布の日の施行を予定しています。なお、本改定案については本年７月１５日から８月１７日まで意見提出手続を実施した結果、診療に係る来院は９時間無料としてほしいとの御意見が１件ありましたが、今回の改定案では、外来患者には８時間無料とし負担が生じないように設定していますことから、改定案のとおりとしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○笠井委員長　ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長　なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、２、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和８年第３回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車における交通事故について理事者から報告願います。

○川邊福祉安心部長　報告第５号、専決処分の報告につきましては、総務常任委員会の所管ではございますが、整理番号２番につきまして、福祉安心部に関わりがありますので御説明を申し上げます。

本件は本年５月２９日、市内近文町２３丁目の駐車場において、福祉安心部職員が庁用の軽自動車の右フロントドアを開けた際に強風にあおられ、隣に駐車していた車両側面に接触し損害を与えたものでございます。これにつきまして、市の過失割合を１００％、損害賠償額を６万４千６４円と定め７月３０日に専決処分をさせていただいたものでございます。

交通事故を含む訪問活動中の事故につきましては日頃から職員に対し注意喚起を行っているところではございますが、今後、一層の徹底を図り再発防止に努めてまいります。

以上、地方自治法第１８０条第２項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○笠井委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長　次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、最高裁判決を踏まえた保護費追加給付事務における個人情報漏れについて、理事者から報告願います。

○川邊福祉安心部長　生活保護廃止世帯への保護費追加給付事務に関し、保護受給歴などを記載した決定通知書の送付ミスにより個人情報が漏えいするという事案が発生いたしましたので、御報告するとともに謹んでおわびを申し上げます。

資料の１にありますとおり、今年８月から当時は生活保護を受給し現在は保護廃止となっている想定で７千世帯への給付事務を開始いたしました。事案の内容ですが、当時、保護を受給していた住所から転居された２人に通知書を送付する際、新しい現住所と宛名を記載した紙を重ねて封入する際に取り違えが生じたもので、８月１８日に当該お二方から別の人の通知書が届いたという電話連絡があり判明したものであります。

対応といたしまして、お二方に対しては直ちに自宅を訪問し丁寧に謝罪をさせていただき、間違

えたものを回収し正しい通知書を交付しております。あわせて、このほかに取り違えがないかどうか、当時から転居された住所に発送した方、全てに電話で誤りがないことを確認いたしております。

この業務は、国の法定受託事務として作業マニュアルも定められており、複数の職員で確認作業を分担しながら行っているものであります。しかし、最高裁の違法判決を受けた初めての業務でありどこの自治体も未経験だったものですから、本市も対象者の確認や金額の算定といった部分に細心の注意を払って進めたあまり、封緘前のダブルチェックがおろそかになっていたということであります。

以後の再発防止策といたしまして、現住所が当時と異なる方などが確実にチェックできるようシステムの仕様を変更し、作業マニュアルを見直して、複数によるチェックの徹底、それから役職者による封緘前のチェックなどを義務づけ、二度とこのようなことが起こらないようを改めたところであります。

当部におきましては事務の誤りの発生が続いておりますことから、事案発生直後に部課長会議を開き、個人情報を扱うことが多い部局の特性、それからそれに伴う責任について各課長が再認識し、課内の担当にも周知し、日々の業務に一層の責任感を持って臨むことで信頼回復に努めてまいりたいと考えております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○笠井委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長　なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、最終処分場周辺環境における水質検査の結果について、理事者から報告願います。

○太田環境部長　最終処分場周辺環境における水質検査の結果につきまして、お手元の資料に基づき御説明をさせていただきます。

１ページ目を御覧ください。１、水質検査の実施についてでございます。まず、今回の検査の経過や背景、そして概要について御説明させていただきます。近年、全国的に有機フッ素化合物の一種でございますＰＦＯＳとＰＦＯＡが水環境中から検出される事例が見られ、令和２年には環境省がＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを公共用水域における要監視項目に追加したことを受け、本市におきましても公共用水域の定期的な水質検査の項目にＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを追加し、今年度は５月７日の日に検査を実施しているところでもございます。有機フッ素化合物の一種でございますＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは撥水性や発油性、熱化学的安定性など有用な面もあることから、２０００年代初め頃まで幅広い用途で利用されておりましたが、自然界で分解されにくく蓄積されやすい性質があり、有害性の懸念から国際的に規制が進み、日本を含む多くの国で製造輸入が禁止されているものでございますが、これまでの公共用水域の検査結果で、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡはいずれの箇所でも浸出を大きく下回っているという状況になってございます。

次に、現在最終処分場の放流水には、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関する規制はなく検査の実施が求められているわけではございませんが、今後の最終処分場の水処理を検討する上での参考とするため、今回、旭川市廃棄物処分場と旧中園廃棄物最終処分場の放流水について、７月２日に自主的に検査を実施したところ、両処分場の放流水からＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが確認されたところでございます。この結果を踏まえた調査後の対応といたしまして、廃棄物処分場の水処理につきましては、生物処

理、膜処理、活性炭処理の工程がございますが、高度処理である活性炭処理は、水質が一時的に悪化した場合に稼働させており、今回、検査当時は活性炭処理せず、膜処理後に放流していていた状況にございますが、検査結果を踏まえ、活性炭処理を常時運転に切り替えてございます。また放流水による公共用水域の影響を把握するため、８月１８日に江丹別川において、両処分場放流水が合流する地点での追加検査も実施したところでございます。追加検査の結果としましては、合流地点の水質はいずれも公共用水域の指針値を下回っていることを８月２６日に確認し、検査結果から廃棄物処分場から膜処理後に放流した場合でも、合流地点では河川水で十分希釈され指針値を下回るものと推察しているところでもございます。

次に、２ページを御覧ください。２の水質検査結果の詳細についてでございます。まずは、資料左側の有害物質に関する基準等について説明をさせていただきます。

初めに、環境基準につきましては、健康や生活環境を守るため、維持されることが望ましい行政上の目標となってございます。

次に、指針値につきましては、知見不足を補う目安で環境基準に格上げする前の段階などにおいて注意深く監視するために設定されているものであります。

次に、排水基準につきましては工場排水等に含まれる汚染物質の規制値で、川や大気に広がるときに希釈されることを考慮し、一般的には環境基準値の約１０倍程度に設定されているものでございます。その下の表にありますように、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関する基準値として、水道水につきましては水道水質基準として１リットル当たり５０ナノグラムが設定されておりますが、公共用水域については環境基準がなく、目安となる指針値として１リットル当たり５０ナノグラムが設定されてございます。また、最終処分場における排水基準につきましては現在のところは設定はされてございません。なお、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの指針値５０ナノグラムパーリットルにつきましては、人が一生涯摂取しても健康影響のない耐容一日摂取量を基に体重５０キログラムの人が１日２リットルの水を一生飲み続けても健康への悪影響が生じない水準を想定して設定されたものでございまして、このナノグラムというのは、１グラムの１０億分の１の単位というふうになってございます。

次に、資料右側の表を御覧ください。水質検査結果の詳細を示してございますが、上段の表は本年５月７日に実施した公共用水域の定期調査の結果を示したもので、いずれの箇所でもを指針値である５０ナノグラムパーリットルを大きく下回っている状況でございます。

次に、その下の表は本年７月２日に実施した廃棄物処分場及び旧中園処分場放流水の検査の結果を示したものですが、廃棄物処分場の未処理原水である浸出水は１千１００ナノグラム、活性炭処理前の放流水は６４０ナノグラム、活性炭処理後の放流水は４５ナノグラムとなっており、昨年廃止した旧中園処分場の放流水は１９０ナノグラムとなってございます。

次に、その下の表は８月１８日に実施した追加検査の結果を示したものですが、放流水が合流する前の江丹別川上流の萬代橋付近では０．６ナノグラムとなっており、廃棄物処分場の活性炭処理後の放流水は８８ナノグラムとなってございますが、放流水の合流点下流の江丹別川の開明橋付近では、１．２ナノグラムまでに希釈されてございます。

また、旧中園処分場の放流水は２１０ナノグラムとなっておりますが、放流水の合流点下流の江丹別川の江丹別橋付近では７ナノグラムにまで希釈されてございます。希釈割合につきましては廃棄物処分場で７３分の１、旧中園処分場で３０分の１となってございます。

次に、３ページを御覧ください。参考までにそれぞれの水質検査ポイントの位置図を示したものでございますが、江丹別川が合流する石狩川下流部の伊納大橋付近のデータを見ていただくと、本年度のデータはまだ公表されていませんが、これまでの結果はいずれも指針値を大きく下回っていることが確認できます。

次に、４ページを御覧ください。これまでの調査結果の考察と今後の対応をまとめてございます。廃棄物処分場の放流水の合流後の河川水のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ濃度は公共用水域の指針値を大きく下回っていることが確認され、放流水が７３分の１まで十分に希釈されていることから、活性炭処理前の放流水が河川に合流していた状況でも、指針値を下回る濃度まで希釈されていたことが推察されます。今回、活性炭処理前の放流水は６４０ナノグラムパーリットルでしたが、試算すると、河川水により８．８ナノグラムパーリットルまで希釈されることが推察されるほか、仮に原水の濃度１千１００ナノグラムパーリットルで試算した場合でも、１５ナノグラムパーリットルにまで希釈されることが推察され、いずれも指針値を下回ることとなります。また、旧中園処分場の放流水の合流後の河川水の濃度につきましても、指針値を大きく下回っているということが確認されております。公共用水の指針値につきましては水道水質基準と同等となってございまして、最終処分場の放流水につきましては直接引用するものではなく、合流後の公共用水域において指針値以下まで希釈されていることから、両処分場の放流水が健康被害を引き起こす可能性は極めて低いものと考えられます。一方で、廃棄物処分場では埋立地の上流側と下流側の２か所の観測井戸で定期的に水質検査を行っており、埋立地の未処理の浸出水が地下に流出して地下水に影響を与えていないということを確認しているところでございます。

以上のことから、今後も引き続き法定の水質検査に加えまして、放流水及び放流先の公共用水域における自主的な調査を定期的に行い、必要な監視を継続しながら状況に応じた適切な対応を図っていきたいと考えてございます。なお、今回の水質検査結果と今後の対応につきましては、附属機関である旭川市廃棄物処分場環境対策協議会に８月２８日に報告してございますが、協議会の学識経験者委員からは、廃棄物処分場等の放流水のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ濃度は一般的な排水基準設定の考え方に照らしても放流先の河川水で希釈され非常に低い濃度に低下することが確認されたため、直ちに問題になることはないこと、既にＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの製造、輸入等が禁止されていることを考慮すると、今後最終処分場から検出する値は漸減傾向と思われることから、監視を続けながら状況に応じて対応すればよいとの意見をいただいたところであり、今後の監視における調査地点や頻度など監視体制の在り方につきましては学識経験者委員と市が協議しながら決定し、本協議会に適宜報告しながら調査を進めていくことで確認をしたところでもございます。また、江丹別地域の方々には、処分場だよりを通じて今回の検査結果についてお知らせをする予定となってございます。

説明は以上でございます。

○笠井委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長　以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長　それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会　午前１０時５０分